### 令和4年(モ)第40001号 保全異議申立事件

決 定

東京都品川区西五反田2丁目28番5号

債権 者 大宇宙ジャパン株式会社

同代表者代表取締役中山国慶

同代理人弁護士 鶴 森 雄 二

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

債 務 者 孫 樹 斌

主

- 1 債権者と債務者間の東京地方裁判所令和3年(ヨ)第21064号動産の引 渡断行仮処分命令申立事件(基本事件)について、当裁判所が令和3年12月 24日付けでした仮処分決定を認可する。
- 2 債務者のその余の申立てをいずれも却下する。
- 3 申立費用は債務者の負担とする。

事実及び理由

第1 異議申立ての趣旨及び理由

債務者の異議申立ての趣旨及び理由は、債務者の別紙即時抗告状記載のとおりである。

### 第2 事案の概要

10

15

25

1 本件は、債権者が、債務者に対し、使用貸借契約終了に基づく目的物返還請求として別紙物件目録記載の動産(以下、同目録の冒頭の番号に合わせて「本件動産1」などという。)の引渡断行の仮処分を求めた事案である。

東京地方裁判所が令和3年12月24日付けで債権者の申立てを認容する仮 処分決定をした(以下「原決定」という。)ところ、債務者がこれを不服として、 保全異議の申立てをした。

2 申立ての原因、申立ての原因に対する認否及び債務者の主張は、原決定の「事

実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 第3 当裁判所の判断

10

20

25

- 1 当裁判所も、本件仮処分命令の申立ては、これを認容すべきものと判断する。 その理由は、原決定の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載の とおりであるから、これを引用する。
- 2 債務者は、本件保全異議申立ての理由として、本件解雇が民法540条や労働契約法16条に違反するなどしており無効であることや、債務者が債権者の従業員としての地位を有していることなどを主張するが、仮に本件解雇が無効であり、債務者が債権者の従業員としての地位を有していたとしても、本件使用貸借契約が終了しており、債権者が債務者に対して本件動産1から4までの返還請求権を有することは、原決定の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1(2)で説示されているとおりである。

また、債務者は、本件動産1に保存されたデータが刑事事件などの証拠となるものであるから、返却することができないと主張しているとも解されるが、仮に本件動産1に保存されたデータが債務者にとって債務者が主張するような有用性や必要性があるものであるとしても、債務者が債権者からの本件動産1から4までの返還請求権を拒むことのできる根拠とはならず、債務者が主張する全事実を検討しても、債務者が債権者の上記返還請求権に基づく引渡しを拒む権限があるとは認められない。

さらに、債務者は、原決定には中立性、公平性及び公正性が欠けており、民事 訴訟法2条に違反しているとも主張するが、これを認めるに足りる具体的事実を 主張しておらず、債務者が主張する全事実を検討しても、原決定に債務者が主張 するような違法があるとは認められない。

なお、債務者は、本件保全異議において、原決定の取消しのほかに、本件解雇 の無効確認や債務者の復職、本件解雇後の未払賃金や慰謝料の支払なども求めて いるが、保全異議手続は、債権者が申し立てた保全命令発令の可否を改めて審理するための手続であり(民事保全法第三節)、債務者がその法的地位の確認や給付請求権の実現を求める手続ではないから、債務者の上記申立ては、いずれも不適法である。

#### 5 第4 結論

よって,本件仮処分命令の申立てを引用した原決定は相当であり,また,原決定の取消しと本件仮処分命令申立ての却下を求める以外の債務者の申立ては,いずれも不適法であるから,主文のとおり決定する。

令和4年2月2日

東京地方裁判所民事第33部

裁判官

佐藤



これは正本である。 令和 ゲ 年 <sup>2</sup> 月 <sup>2</sup> 日 東京地方裁判所民事第3<sup>3</sup> 部 裁判所書記官 中 里 裕 史



# 物件目録

1 ノートパソコンの表示

メーカー名 Dell Technologies (デル・テクノロジーズ)

品名·型名 Dell Latitude 5310

仕 様 プロセッサー: Ci7-1.8G/メモリー: 16G/ストレージ: 512G/デ

ィスプレイ:13.3 インチ/OS: Windows10 Pro (64-bit)

サービスタグ (ST) 23 TYC63

管理番号 63-97829

付属品 ACアダプタ

1個

microSIM カードドレイ(本体側面付着)

1個

電源コード (2P(m)アース付-3Pミッキー型) 1本

2 社員証の表示

社 員 名 孫 樹斌

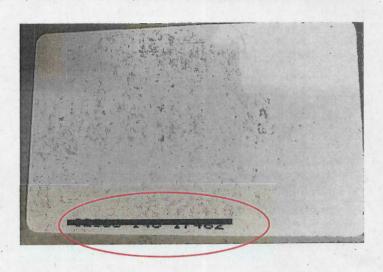
社員 ID 5326

形 状 下図のとおり (赤枠に社員名および社員 ID の記載あり)



### 3 入館証の表示

形 状 下図のとおり (赤枠に入館証番号の記載あり)



## 4 オフィスペイカードの表示

管理番号 194

形 状 下図のとおり (赤枠に管理番号の記載あり)



以上

### (別紙)

令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件

原 告 大宇宙ジャパン株式会社

被 告 孫 樹斌

即時抗告状

令和04年01月04日

東京地方裁判所民事第33部 御中

抗告人 孫 樹斌

〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609 (美)重大分別

抗 告 人 孫 樹斌

〒141-0031 東京都品川区西五反田2丁目28番5号

相 手 方 大宇宙ジャパン株式会社

上記当事者間の東京地方裁判所令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行 仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和3年12月24日にした決定は不服 であるから即時抗告の申立てを提起する。

### 第1 原決定の表示

- 1 被告は、原告に対し、閻璟**菂**の違法証拠及びパソコン、社員証などを返却する。
- 2 申立費用は被告の負担とする。
- 第2 即時抗告の趣旨
  - 1 原決定をすべて取り消す。

- 2 本件の解雇は無効である、復職すること。
- 3 未払賃金

原告は 被告に対し、令和3年9月から毎月末日限りそれぞれ金416, 667円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年3%の 割合による金員を支払え。

#### 4 慰謝料

- (1) 悪意解雇、及び関連の名誉毀損、信用毀損、悪意訴訟などの慰謝料:一千万円(¥1,000万円)。
- (2) 個人情報不正流出、教唆、共同犯罪及び関連の虚偽告訴、警察暴行(2回)、二日留置、七日勾留などの慰謝料:一千万円(¥1,000万円)。
- 5 申立費用、第一審及び抗告審を通じて、大宇宙ジャパン株式会社の負担とする。

との裁判を求める。

### 第3 即時抗告の理由

#### 1 社員地位

(1) 原決定の第2の1の(1)のイ、ウ、第3の1の(1)は民法第五百四 十条(解除権の行使)に違反する。

2021年12月31日まで 契約解除について 社長さんは一回連絡しない、会社の人事は 社長さんの契約解除承認記録を提示しない。

本件の契約解除は 社長さんだけの契約解除権の行使(民法第五百四十条)、社内の解雇承認、印鑑使用承認、公益通報者保護、解雇の客観的に合理的な理由(労働契約法第十六条)を違反する。

社長さんの契約解除権の行使について 品川労働基準監督署監督官の2回確認、大崎警察署刑事警察官の1回確認を依頼し、結果は すべて 「社長承認の記録がない」を答えた。2021年12月6日の裁判調査の時 品川労働

基準監督署監督官の電話録音も放送した。

【乙答弁書の第4の3「解雇の違法性」】

【乙答弁書の第5の3「民法第五百二十二条、第五百四十条」】

(2)原決定の第3の1の(2)は労働契約法第十六条に違反する。

【乙答弁書の第4の3「解雇の違法性」、第5の3「労働契約法第十六条」】

### 2 会社資産

(1) 原決定は、第2の1の(2)、第3の1の(3)は合理性がない。

日本国の法律によって 被告は 社員地位がある、退職手続きは実施しない、さらに 今 刑事警察は 案件を調査している、刑事事件の電子データ証拠として返却できない。

IT エンジニアは 個人の技能と社会信用で 働いている。いつでも個人の名誉と社会信用を守る。

【乙答弁書の第4の2「退職手続き」】

### 3 名誉毀損、信用毀損

原告の申立書、【甲6 解雇理由証明書】、【甲7 解雇までの経緯と解雇後の行動】、【甲15 陳述書】の内容証明について 2021年11月17日の第1回裁判調査の時 裁判官は もう 原告弁護士に 証拠、証人を提供することを 要求したが 今まで 何も提出しない。

原告の行為は 民事訴訟法第二条(裁判所及び当事者の責務)、労働契約法 第十六条、刑法第二百三十条(名誉毀損)、第二百三十三条(信用毀損及び業 務妨害)を違反することは事実になった。

【乙答弁書の第5の6】

[28]

## 4 個人情報不正流出、教唆、共同犯罪

抗告人は 三菱 UFJ 銀行クレジットカード返済の失敗通知を受けた。調査

したら 「2021年10月28日、江東区区役所納税課に抗告人の三菱 UFJ銀行口座を差押えされた。」のことを分かった。

抗告人は 複数銀行口座がある、2021年10月の時、この中で20万円 以上預金の口座もある。けれども わざわざ 大宇宙ジャパン株式会社給料支 払専用の三菱 UFJ 銀行口座 (金44717円) を差押した。

2021年12月16日 江東区区役所納税課へ行って 相談した。担当秋山 貞仁は 「事前調査なし、事前催告連絡なし、差押える」を口頭で承認した。この行為は国税徴収法第七十六条、国税庁第47条関係 差押えの要件を違反した。(面談録音あり)

事前調査なし、けれども 抗告人の三菱 UFJ 銀行口座を入手した。抗告人の在留カードと三菱 UFJ 銀行口座情報が 大宇宙ジャパン株式会社から 区役所納税課に流出することは 分かりました。情報提出する時 さらに 国税徴収法第七十六条を違反する差し押さえを教唆し、2021年11月の訴訟にサポートする。

原告の行為は 個人情報保護法、刑法第六十一条(教唆)、第六十条(共同正犯)を違反することは事実になった。

【乙6の2】

## 5 裁判決定の中立、公平、公正

原決定は 民事訴訟法第二条 (裁判所及び当事者の責務)を違反する。正当な権力・利益を守るために 本件の資料は 全て 中華人民共和国駐日本大使館に転送する。

[2608, 9]

附属書類

/ 1 抗告状副本

1 通